

「議案第64号 杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例案」に係る
補足資料

1 住民基本台帳カードの主な課題と現状

- 住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）は、公的な身分証明書として希望する者に対して、平成15年8月（杉並区は平成21年1月）から発行を開始した。
- その後、平成28年1月から個人番号カードの交付が開始されることに伴い、平成27年12月28日をもって住基カードの新規発行を終了し、同日付けで発行した住基カードの有効期間（発行から10年間）が終了する令和7年12月27日までの間、住基カードにより証明書コンビニ交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）の利用手続申請ができる経過措置を設けた。
- 個人番号カードの交付に当たっては、所持している住基カードを返納することとなる。
- 近年の個人番号カードの普及等に伴い、令和4年4月から10月までの住基カードによるコンビニ交付利用手続申請は8件（1か月平均1.1件）となっている。
- 有効期間内の住基カード所持者数の推移は以下のとおりである。

新規発行終了時点 (平成27年12月末)	現時点 (令和4年10月末)	条例案に基づく利用手続申請終了時点 (令和5年11月末)
38,970人	4,769人	3,234人(※)

(※)現時点の住基カード所持者数から、令和5年11月末までに有効期間が終了する所持者数（1,535人）を除く。

【住基カード】

写真あり



写真なし



2 条例改正の内容とその理由

- 住基カードによるコンビニ交付利用手続申請ができる期間について、「令和7年12月27日まで」から「令和5年11月30日まで」に改正する。

【理由】

- ・コンビニ交付利用手続申請に必要なシステムは、令和5年11月に更新する必要があり、多額の経費が必要となる。
- ・そのため、当該利用手続申請をしていない住基カード所持者に個別案内通知を送付の上、希望する場合は令和5年11月までの申請を勧奨することとし、システム更新経費を抑える。
- ・なお、当該利用手続申請をした住基カードは、その有効期間中はコンビニ交付を利用することができる。

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年 5月 利用申請をしていない住基カード所有者に個別案内通知を送付
- 6月 広報すぎなみ、区公式ホームページで周知
- 11月 住基カードの新規の利用手続きの終了